

労働者とは

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者をいいます。下表の「区分」に該当する者については、労災保険と雇用保険では取扱いが異なりますので、ご注意ください。

区分	労災保険	雇用保険
法人の取締役 監査役	原則として労働者にはなりません。 〔ただし、次の条件を満たす者は労働者として取扱います。〕 ○事業主の指揮監督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ているもの	原則として被保険者にはなりません。 〔ただし、次の条件を満たす者は被保険者になります。〕※ ○部長、支店長など従業員の身分があり、給与面からみても労働者と確認できるもの
同居の親族	原則として労働者にはなりません。 〔ただし、次の条件を満たす者は労働者として取扱います。〕 ①事業主の指揮を受けていることが書類で確認できること (例、賃金台帳、出勤簿など) ②他の労働者と同様に扱われていること (賃金体系など)	原則として被保険者にはなりません。 〔ただし、労災保険と同様の条件を満たす場合は被保険者となることがあります。〕※
短時間就労者	すべて労働者となります。	1週間の所定労働時間が20時間以上で31日以上継続雇用する見込みが有る場合は被保険者となります。
高年齢労働者	すべて労働者となります。	満65歳に達した日以後新たに雇用される者は原則として被保険者となりません。 〔短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。〕
別の事業所でも就業している労働者 (ダブルワーカー)	すべて労働者となります。	1週間の所定労働時間が20時間以上で31日以上継続雇用する見込みのある事業所が複数有る場合は主たる収入を受けている事業所でのみ被保険者となります。

※法人の取締役、監査役及び同居の親族については、ハローワークに「兼務役員実態証明書」、「同居の親族雇用実態証明書」が提出され、資格取得要件が満たされていると確認された場合、被保険者となります。